

柳津町小規模事業者後継者支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、意欲ある若者が商工業の発展を目指していくことを支援し、活力ある企業的感觉を培い、本町の商工業の振興を図るために自主的な努力を助長することを目的とし、柳津町補助金等の交付等に関する規則（平成9年柳津町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 後継者 小規模事業者の経営を受け継ぎ、既存事業の継承又は新たな事業を展開するものをいう。

(事業の対象者)

第3条 事業の対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本町に住所を有し居住している、満50歳までの者。
 - (2) 柳津町商工会に加入している事業所に新規に就業又は就業している者であつて、当該事業所が後継者として認定した者。
 - (3) 当該事業所における法人税並びに事業主及び後継者本人に町税等の滞納がないこと。
- 2 前項の後継者は当該補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けた日から5年以上従事する見込みのある者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する簿記等のパソコンソフト及びハード機器の購入並びに必要な機材機器導入経費
- (2) 後継者の育成に関する研修会経費
- (3) 店舗及び事務所の改修経費
- (4) その他町長が特に必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 初回に申請する場合、補助対象経費の10分の10に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、300,000円を限度とする。
- (2) 前号に規定する補助金の交付決定を受けた日から5年以内に前条に定める補助対象経費を追加しようとする場合、10分の10に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、200,000円を限度とする。ただし、1回に限り申請することができるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする後継者（以下「申請者」という。）は、事前に柳津町小規模事業者後継者支援事業補助金交付申請書（様式第1号）のほかに、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）

- (2) 見積書等積算根拠が分かる書類
- (3) その他町長が特に必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第7条 町長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査及び調査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、柳津町小規模事業者後継者支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付することが適当でないとして決定したときは、その旨を柳津町小規模事業者後継者支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(内容の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ柳津町小規模事業者後継者支援事業補助金変更承認申請書（様式第5号）（以下「変更承認申請書」という。）を町長に提出するものとする。

- (1) 補助対象経費等の変更により、交付決定額に30%以上の増減がある場合
- (2) 補助事業の全部又は一部を中止しようとするとき。

2 町長は、前項の変更承認申請書が提出されたときは、前条の規定に準じ、決定を行い、その旨を柳津町小規模事業者後継者支援事業補助金変更承認決定通知書（様式第6号）により補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助決定者は、当該交付決定を受けた事業が完了したときは、完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに柳津町小規模事業者後継者支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 経費明細及び積算内容を確認できる書類（請求明細書等の写し）
- (2) 支払を確認できる書類（領収書等の写し）
- (3) 購入した機材機器等が確認できる写真、研修の受講を確認できる書類、店舗及び事務所の改修内容が確認できる写真
- (4) その他町長が特に必要と認める書類

(補助金の請求)

第10条 補助決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、柳津町小規模事業者後継者支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) この要綱及び町長の指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助金の交付を受けた日から5年を経過しないうちに、自己の都合によって、離職又は町内から転出したとき。

2 前項第4号の規定により交付決定を取り消した場合は、次の各号に定めた率を乗じて得た額を返還させることができる。

- (1) 交付日から後継者として従事した期間が1年未満の場合 10/10
- (2) // 1年を超えて2年未満の場合 8/10
- (3) // 2年を超えて3年未満の場合 6/10
- (4) // 3年を超えて4年未満の場合 4/10
- (5) // 4年を超えて5年未満の場合 2/10

(補助金の返還免除)

第12条 町長は、前条の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当し、補助決定者から申出があったときは、補助金の返還を全部又は一部を免除することができる。

- (1) 災害、疾病その他自己の都合によらず、やむを得ない事由があるとき。
- (2) その他町長が特に必要と認めたとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。